

- 保健室からお知らせ -

インフルエンザによる 出席停止期間の基準

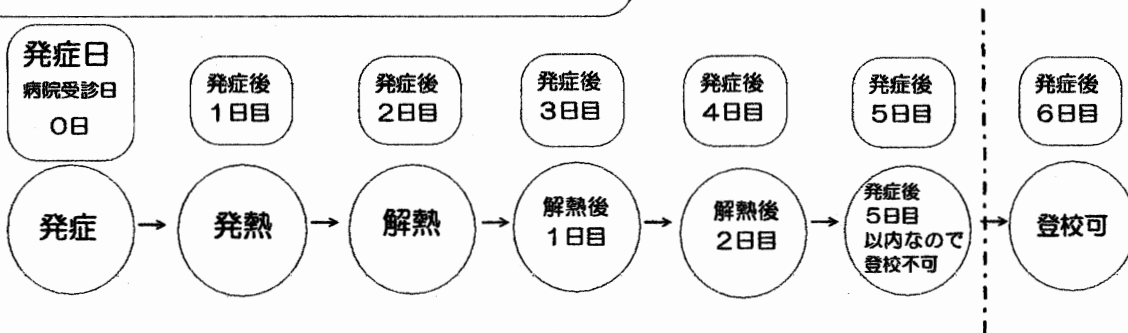
発症後5日を経過し、
かつ解熱後2日を経過するまで

(学校保健安全法施行規則第十九条) 平成24年4月1日改正



注意) **発症日** とは 病院を受診した日 であり、その日は0日 となります。

例えば、発症後2日目に解熱した場合



例えば、発症後4日目に解熱した場合

